

千葉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が改正され、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示送達の方法が、「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う」こととなったため、千葉県公安委員会が行う公示送達について定めた千葉県暴力団排除条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）の一部改正を行った。

2 改正の内容

規則第3条第3項及び第5条第1項に規定する「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改めた。

規則第5条第4項に規定されている「公安委員会の掲示板に掲示することによって行うものとする。」を「千葉県警察のホームページに掲載するとともに、公安委員会の掲示板に掲示することによって行うものとする。」に、「当該掲示」を「当該措置」にそれぞれ改めた。

3 施行期日

令和8年5月21日